

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るとは、その翌
日)

目次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

企画開発課

企画開発課

境外港漁業補償対策室

に改める。

を

附 則

この規則は、昭和四十六年二月一日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

検 査 専 門 員

を

「 検 査 専 門 員 」

に改める。

「 境外港漁業補償対策室長 」

附 則

この規則は、昭和四十六年二月一日から施行する。